

警報等が発令された場合の臨時休校についての基準

1

午前 6 時の時点で以下の[ア]～[イ]のいずれかの状態にあるときは**自宅待機**とします。
土曜日、定期考査など午前中授業の日はこの時点で**臨時休校**とします。

[ア] 次のいずれかの状態にある場合

- 安佐南区に **レベル3大雨警報以上**が発令されており、
かつ、太田川下流に**レベル3氾濫警報以上**が発令されている
安佐南区に「レベル3以上大雨警報」だけが発令されている場合は対象になりません。
- 広島市安佐南区に「**暴風警報**」が発令されている
- 広島市安佐南区に「**暴風雪警報**」が発令されている
- 広島市安佐南区に「**特別警報**」が発令されている

[イ] 学校の所在地(伴小学校区)に、 **レベル4危険警報** 以上が発令されている

2

午前 8 時の時点で上の[ア]～[イ]のいずれかの状態が続いている場合は**臨時休校**とします。
それまでに解除された場合は**3校時(10:30)から授業**を行います。

- 警報等が解除された場合のスクールバス登校便は、いずれのコースも通常運行時刻の 2 時間遅れで運行いたします。
- 登校後の警報等が発令した場合、安全を確認した上で下校を早めたり、遅らせたりすることがあります。
- 警報・避難情報については、気象庁「**キキクル(危険度分布)**」、広島県防災 Web、広島市防災ポータル等の公的機関の情報を確認してください。
特に「**キキクル(危険度分布)**」は、地域ごとの危険度を地図で確認できるため便利です。

お住まいの地域の状況で安全に登校できない場合は公認欠席等の措置をとります。

臨時休校にならない場合でも、居住地域に**レベル4危険警戒**以上が発令されている場合や、通学路の状況から登下校が安全にできないと判断された場合は、欠席扱いとしない措置をとりますので、無理をして登校をしないでください。

広島市内で「震度5弱」以上の地震が発生した場合の対応規定

[ア] 17 時から 24 時までの間に発生した場合は、翌日を臨時休校とします。

[イ] 0 時から 8 時 30 分までの間に発生した場合は、当日を臨時休校とします。

[ウ] 在校中に地震が発生した場合、登校途中に地震が発生し学校へ登校した場合、または下校途中に地震が発生し、学校へ戻った場合は、次の①または②の対応を行います。

- ① 安全を確認したうえで、保護者への連絡等を行い、状況に応じて帰宅させます。
- ② 安全に保護者へ引き渡すことができるまで、学校で待機させます。